

「旭区マスコットキャラクター あさひくん」着ぐるみ等貸出要綱

制 定 平成 24 年 2 月 29 日 旭地振第 1738 号（区長決裁）

最近改定 令和元年 10 月 25 日 旭地振第 981 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、旭区が保有する「旭区マスコットキャラクターあさひくん」の着ぐるみ及びパペット（以下「着ぐるみ等」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定める。

（権利）

第 2 条 「着ぐるみ等」に関する一切の権利は、旭区に属する。

（貸出目的）

第 3 条 旭区は、旭区への愛着や親しみを高めるとともに、旭区のイメージを内外に発信するために「着ぐるみ等」を貸し出すことができるものとする。

（貸出期間）

第 4 条 貸出期間は、原則として、「着ぐるみ等」を使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長 7 日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、旭区地域振興課長（以下「地域振興課長」という。）が必要と認めたときは、この限りでない。

（横浜市の貸出申請）

第 5 条 横浜市のうち旭区以外が「着ぐるみ等」の貸出しを申請する場合は、地域振興課への事前連絡をもって貸出承認に変えるものとする。ただし、「着ぐるみ等」の使用を希望する日の前 3 か月から 7 日前までに事前連絡を行うものとする。

（横浜市以外の貸出申請）

第 6 条 横浜市以外の団体・法人・事業者等（以下「団体等」という。）が「着ぐるみ等」の貸出しを申請する場合は、「着ぐるみ等」の使用を希望する日の前 3 か月から 7 日前までに貸出申請を行い、事前に承認を受けなければならない。

2 前項による承認を受けようとする者は、貸出申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、地域振興課長へ提出しなければならない。

- （1） 「着ぐるみ等」の使用を予定するイベント等の資料
- （2） その他地域振興課長が認める書類

（貸出承認）

第 7 条 地域振興課長は、前条の貸出申請があった場合は、その内容を確認し、当該使用が第 3 条に定める貸出目的に合致する場合は、貸出承認書（様式第 2 号）を団体等へ通知するものとする。

2 同一時期に第 5 条又は第 6 条による複数の貸出申請があったときは、原則として先着順に承認するものとする。

(貸出しを承認しない場合)

第8条 「着ぐるみ等」の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 旭区の信用又は品位を害するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 「着ぐるみ等」の使用によって、誤認又は混同を生じさせるとき又はそのおそれのあるとき。
- (5) 「あさひくん」のイメージを損なうとき又はそのおそれのあるとき。
- (6) その他「着ぐるみ等」の使用が適当でないと認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第9条 第7条の規定による貸出承認を受けた団体等（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 承認を受けた用途に使用したことがわかる写真を提出すること。ただし、雨天や震災等でイベント等が中止になった場合は、この限りではない。
- (3) 「着ぐるみ等」が「旭区マスコットキャラクター あさひくん」であることを明示すること。
- (4) 「着ぐるみ等」を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (5) 「着ぐるみ等」が破損及び汚損しないように努め、破損又は汚損が認められたときは、旭区地域振興課（以下「地域振興課」という）へすみやかに報告すること。
- (6) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (7) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (8) 承認された貸出期間を遵守し、貸出期間が終了次第、すみやかに地域振興課へ返却を行うこと。

(使用料)

第10条 「着ぐるみ等」の使用料は、無料とする。

(貸出承認の取消し等)

第11条 地域振興課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出承認を取り消し、使用者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

- (1) 使用者が当要綱に違反したとき。
- (2) 使用者が第7条による貸出承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが認められるとき。
- (4) その他、「着ぐるみ等」の使用内容が不相当であると認められるとき。

2 地域振興課長は、前項により使用承認を取り消すときは、貸出承認取消書（様式第3号）を使用者へ通知するものとする。

3 旭区は、第1項の規定による貸出承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 地域振興課長は、使用者に「あさひくん」の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占制等)

第12条 貸出承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「あさひくん」を使用する権利を付与するものではない。

2 貸出承認は、使用者、使用するイベント等について旭区の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 旭区は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

(原状復帰)

第14条 「着ぐるみ等」を著しく汚損又は破損した場合は、使用者の責任と負担により、修理又はクリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

2 修理又は修復が困難な状態まで損傷している場合は、地域振興課長は使用者に対し、実費弁償を請求することができる。

(損害賠償)

第15条 使用者は「着ぐるみ等」を亡失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(損失補償等の責任)

第16条 旭区は、「着ぐるみ等」の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 「着ぐるみ等」の使用により、使用者が第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、「着ぐるみ等」の使用に際して故意又は過失により旭区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を旭区に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第17条 地域振興課は、広く利用促進を図る視点から「着ぐるみ等」の使用承認の状況等について公開することができる。

(管理)

第18条 「着ぐるみ等」の使用管理及び当要綱に関する事務等については、地域振興課が所管する。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、「着ぐるみ等」の貸出し又は使用に関し必要な事項は、別に地域振興課が定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

(旭区マスコットキャラクター「あさひくん」使用基準の廃止)

- 旭区マスコットキャラクター「あさひくん」使用基準(平成21年3月旭地振第1803号)は、平成24年2月29日をもって廃止する。

附則

(施行期日)

- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 様式については、平成27年3月31日まで、旧様式を認めることとする。

附則

(施行期日)

- この要綱は、令和元年11月1日から施行する。